

## 〈記念講演〉

## 『部落解放運動基礎資料集』全四巻完結の意義

村 越 末 男

(部落解放研究所事務局長)

『部落解放運動基礎資料集』全四巻が完結をいたしました。今日改めて『基礎資料集』の発刊の意義について、述べさせていただきます。

皆さんは不思議に思いかも知れませんが、部落解放運動がこのように拡大し深化してきているにも拘わらず、今回までこの資料集のように、戦後の解放運動の全てを網羅した形での出版物はなかったのでございます。

第一巻が、全国大会運動方針の第二〇回大会まで、第二巻が、第二九回大会まで、第三巻が第三〇回大会から第三五回大会まで網羅いたしました。そして、第四巻が、行政

闘争、糾弾闘争の資料を主なものを網羅いたしました。第三巻には、九九三項目の事項索引、そして六八二人にのぼる人名索引が付けられました。第四巻収録の資料数は、一五〇点に達したわけでございます。戦後部落解放運動の軌跡、部落問題の究明にとって必要欠くべからざる資料であるし、同時に非常に便利になったと言えるのであります。この四巻が示す軌跡、戦後の部落解放運動について、いささか申し上げたいと思います。

## 二

敗戦の直前、広島に原爆が落とされました。あの時に福島町は最も多く被害を受けたところでありました。福島町市

民が、実は日本軍隊のために、戒厳令的な包囲網をしかれまして、外に出ることができなかった。このために、広島市内の原爆被害の最も集中した、悲惨な死者の集中した場所だったとされています。さらに、八月九日には長崎に原爆が投下されまして、天主堂とともに長崎の浦上の部落は消滅をいたしました。日本の敗戦、降伏、そして第二次世界大戦の最末期における、最も悲惨な状況の中心点に部落が置かれました。そこに部落問題の置かれた位置が象徴されたのです。しかも、この第二次大戦の最も悲惨な状況が、戦後も消滅することがなかった。今日最も大きな戦火を受けた西成をはじめとして、全国の被差別部落は戦後三

五年後、完全に差別される地域として、そこに差別される人々が住む実態から抜け出しえていないのであります。戦後部落解放運動の発端は、一九四五年一月一日とされています。朝田善之助氏の記憶によりますと、八月一日というように言っておりますけれども、どうもそれは朝田さんの記憶違いで、一〇日の方が正しいと思われまうけれども、とにかく敗戦後、わずかなうちに、三重県伊勢志摩に、松田喜一さん、上田音市さん、朝田善之助さんたちが集まりました。戦後部落解放運動の再建について話をしている。そのことは、いかに戦前の水平社運動、基本的人権主義を求めて闘い続けた戦前の歴史的遺産というもの

が大きかったかを示しているのであります。日本の大衆団体のうちで最も早く、戦後の民主主義と人権主義、平和主義の原理に基づいた大衆運動を展開したのは、この部落解放運動であったと言いきってよいかと思われまう。

ここに象徴されますように、一九四五年の敗戦にもとづきまして崩壊いたしました、天皇制、日本帝国主義のいわばアンチテーゼとして出てまいります戦後の平和主義、民主主義、基本的人権主義という原理的な運動を部落解放運動は一貫して追求していく立場に立つのでございます。

一九四六年二月一九日・二〇日と京都市において開催されました部落解放人民大会において、部落解放委員会が結成されました。あの全国水平社の時代、全国の部落解放運動が犯しました極端なあやまち、すなわち、それは、水平社の観念的な糾弾という初期の誤りを克服するためにおちいった反対のあやまちがございましたが、全国水平社解消論に象徴される、極左冒険主義でもありますが、そのあやまちを克服するために出された部落委員会活動についてのテーマのテーゼ、実践的には高松差別裁判糾弾闘争にみられますように、全部落民の要求を大衆的に組織し、その大衆行動によって、要求を獲得していく、そのプロセスの中で、部落完全解放の思想を獲得していくこの部落委員会活動の論理と思想性というものが、戦後の部落解放運動の再

建に大きく影響を与えたことは、「部落解放全国委員会」という名称にみられますように明らかでございます。

### 三

その部落解放委員会が日本国憲法におきまして掲げたのは、華族制度の廃止の問題でありました。主権は国民に存するという国民主権が確立をいたしました。天皇は主権者、元首の地位から、単なる日本国家の象徴、国民統合の象徴の存在に転落したのであります。主権は国民に存するというこの原理が、部落解放運動の思想と一致するものであったことは論をまちません。天皇は一切の国政に関する支配を失いまして、全ては内閣の助言と承認、責任に基づく国事行為を行なうだけとなりました。こういう象徴天皇制への転落、国民主権の確立という問題は、今日改めて確認をしなければなりません。

その象徴天皇ということの意味ですが、一九四七年（昭和二十二年）に、いわゆる皇室典範が法律として確定をいたしました。大日本帝国憲法と並びたつ国政の二大原理を構成いたしております戦前の皇室典範は、天皇家のプライベートな家憲でございますが、そういう天皇家の家憲は、もちろん消滅をいたしました。同じ名称、同じ内容を含むので問題があるのですが、戦後は国会の議決にもとず

く法律となったのでございます。戦前の皇室典範と大いなる相違、原理的な転換がなされてくるわけですが、ただそこに皇位は皇統譜、天皇家の家系図にのせられなければならない。しかも「男系の男子これを継承す」となったのでございます。すなわち、天皇家という特定の門地、門別の差別、女帝は絶対に法律的に生まれえないとする性の差別が、ここで法律的に確定いたします。実はこのことが日本国の象徴となったのでございます。

今日にいたるまで、あらゆる矛盾の法律的原型というものは、天皇の思想と天皇家に関わる皇室典範という法律に凝縮した形で象徴されておるわけです。今日再び国家元首への復活の動きが急でございますが、これは天皇家に象徴される家制度、すなわち男女の差別を法的に再現しようとする戸主権、家システムの復活と大きな関わりをもつてでございます。このイデオロギー的背景をいたしましては、靖国神社や伊勢神宮の国営化法案の用意が進められております。

私、一九五二年に、大阪府同和事業促進協議会の書記という形で、解放委員会の大府府連の委員長であった松田喜一さんと呼ばれまして、大阪にお手伝いに参ったことがありますが、その時に非常に記憶に残っていることが一つあります。今宮にある石田秀一さんの家に事務所がござ

います。その時、松本治一郎先生が吉田茂とマッカーサーの陰謀で公職追放された。アメリカの『ライフ』という雑誌に掲載されたマッカーサー書簡というのが証拠に残っています。公職追放のきっかけの一つは、かきの横バイ事件です。

松本委員長が初代の参議院副議長になりました。国会の開院式に天皇がいらした。参議院の「便殿」というところで、天皇は衆参両院議長、副議長のご挨拶を受けるわけです。そうしますと天皇が立っている。松平という初代参議院議長が、彼は貴族でありますから、横に歩きました。天皇に会い最敬礼をし、また横に歩いて帰ってきました。その次に衆議院議長もまねをしてやりました。松本治一郎先生は、人間はたてに歩くもの、私はカニのまねはしたくないといって天皇の拝謁を拒否したのです。これが大問題になりました。しかし、松本先生が言ったのは、主権は今や国民に存する、我々は国権の最高機関として国民の代表である、天皇はお客さんにすぎない、お客さんが来た時にご挨拶をするのは当然だが、人間対人間の挨拶であって、何もカニのまねをすることはない、ということだったので。

保守党はこれを非常に攻撃をしたが、海外の世論が一応松本先生に賛成をいたしました。今では松本先生の言った通りに変わっているから、結局は松本先生の勝利になった

わけです。

彼は副議長ですから、皇室経済会議のメンバーでもあります。いちいち天皇家の予算についてチェックをした。これが貴族主義者の吉田茂にしゃくにさわってしょうがない。ついにマッカーサーとはかって追放いたしました。

ところが、皮肉なことに、戦後民主主義が成立し、もはや部落問題のごとき封建遺制は消滅したんだという観念が、日本の上層部にあったのであります。連合国の占領軍を解放軍として評価するような状況でありますから、確かにラジカルな革命的な状況があったのです。そのために部落問題を正しく把握できなかったのです。ところが、松本治一郎の追放のために、国際的世論、特に政党政派を問わずして、労働組合あげての松本治一郎追放解除の運動が、戦後の部落解放運動を政治的に高く位置づけたのです。これは吉田茂やマッカーサーの意向と大いに反する結果となったわけでございますが、日本の部落問題にとっては、マインスの圧力を加えられながら、これが逆に政治的、社会的にはプラスの状況に展開いたしました。

今日、日本共産党の諸君が部落問題は封建遺制である、もはやこれは消滅した、あるいは急途に解消しつつあるから問題ではないと言うのは、三十五年前と全く同じ誤ちをまた繰り返しているだけでございます。

## 四

そういう中で、一九五一年にオールロマンス事件が起こったわけです。それまでもすでに部落解放運動は、部落解放は行政の課題であり国政の課題あるということ、戦後一貫して掲げてきているのです。ただそういう行政闘争の論理が具体的な差別事件を契機として確定したものが、いわゆるオールロマンス事件であったのでございます。これは杉山清次という京都市の保健所の職員でございましたが、『オールロマンス』というカストリ雑誌に「特殊部落」という題名で小説を書いたのでございます。あの時ちょうど、高山義三氏が弁護士から革新の肩書きで京都市長になりたての頃だったと思います。このオールロマンス事件はめっちゃくちゃな事件ですから、そこで京都市議会に請願を出しまして、高山義三氏の行政責任追及という問題も起こってくる。

そうすると、高山氏は「わしいはいいところの家の生まれだ。だいたい部落と関係ない。差別したことなどない」と言うわけです。高山氏は京都市議会初代議長の息子だと思えますが、「いいところの家とか、悪いところの家ということは何か、これが差別の根源だ」ということで彼をやっつけた。高山義三氏は『オールロマンス』を読みまして「これ

りくねっている。これは京都だけでなく、岐阜県、高知県、福岡県など全国至るところの被差別部落が火災が発生して、消防車が走っていつているのに、大半の被差別部落が焼壊していく現実があった。今でこそ京都の錦林地区は広い道路がありタクシーが自由に入れますが、私たちが学生の頃にはまだ住友の別荘の土地には大きな道がついていたが、錦林に入ると途端にタクシーが入らなかつた。そういう差別の実態という問題が、行政責任において解消させられなければいけないという確信が、オールロマンス事件で全国的に明らかにされています。

## 五

和歌山で西川県会議員事件が起こります。彼は医者で山林の大地主です。朝散歩に出ていく時に奥さんが玄関まで出ていかないと大変気分が悪くて、それを忘れると縄で奥さんをしびって馬で引っぱったという男です。その男が部落出身議員より下座にすえられたということからの怒りでございます。そして宴会が終って二次会に自分が招待されないのに、部落出身の議員が招待されたということでの怒りでございます。彼はいじましく行き先を電話で捜しながら、ついには重大な差別発言をしてしまうわけです。彼はいわばお殿様ですから、反省することを知らないから居

はひどい」といって「こんなやつは首にする」と言った。現に辞表を出さしていたわけですが、「首にするのは勝手だ、けれどそれで京都市政の差別の責任がのされるか」ということになった。そうすると「京都市は差別をしていない。京都は国際観光都市で、差別など迷惑だ。こんな小説が出されたら、京都は暴力団の巣のように見られる」と彼は言った。

ではということ、京都市の社会的マイナスマニエ現象を全部羅列した。貧困、病氣、過密住宅、水道など一切のものを上げると、貧困も文盲も病氣もどこにもある。ところが一切合切のマイナスマニエが凝集して全部出てくる場所がある。それが京都市の被差別部落の地図と完全に一致した。問題は、ここに、差別や貧困の原因が単に個人の責任ではない。何も好き好んで人々がそういう貧困や被差別の状況におちいるものではないのだが、しかし現実の実態はそうなっている。これは一体何ごとかということをやってみると、消防局長のごときは「何を言うか、わしのところは火事が起きたら半鐘ならして消防車を走らして火を消すだけだ。差別をしようにもできへんやないか」と真赤になっておこる。ところが、現実をやってみると、七条内浜の数千戸の部落があるところに一本も消火栓がなかった。第一当時の京都市の大型消防車は入れなかつた。非常に狭くまが

直った。

そして戦後の責善教育。これは今でも問題があるのですが、先生方が一九四七年、二・一・一に備えまして教組の執行部が討論をしている時に、差別発言が起きたのです。そして、京都の伊東茂光先生に相談に行くと、伊東先生は今融和主義という段階でもなからうからということ、孟子の言よりとりまして、「善を責むるは朋友の友なり」から責善教育という名前をつけて、人権教育を和歌山県で展開したのです。まことに象徴的な事件で、労働者がゼネストをする時に差別事件を起こす。間違いはわかつて自己批判したのだが、どのように克服すべきかわからないということ、戦前の融和主義教育のリーダーから、儒教のイデオログである孟子の言よりして名づけてもらって人権教育をやったという、まことに奇怪な行動でございます。これが今でも続いているのでして、問題はそこにあるのですが、この責善教育が広まっていますので、西川県議の差別発言は全体的な非難をあげます。ついには議会が全会一致で彼の除名勧告決議をやっていきます。

今の解放運動はこれを大いに学ばなければならぬと思います。差別に対しては全議員で、その与党さえも除名決議をする段階、これは矛盾にみちた決定であるが、私は戦後の民主主義的な高揚と部落問題の社会的な特殊性だと思

います。今日の部落解放運動は、この経験を十分に把握しているとは思えない。大変な教訓として学ばなければならぬものです。ついには同盟休校をやるうとする。ところが県教委は部落民にだけ責任を負わせるわけにはいかないということ、全県下の公立学校を三日間休校措置をとりまして盟休を開始した。それでも西川はやめない。ついに共産党の先生方の中心的な指導、社会党の先生方の指導によりまして、解放同盟が一致しまして、同盟休校が全県下に続発するわけです。現在の共産党の諸君は同盟休校をやったらいかんと大変紳士的になっていきますが、私たち同盟休校を一番指導されたのは共産党でございます。同盟休校というのは非常にいい教育手段でありまして、私は激励しなければいけないと思っているわけですが、この同盟休校闘争の中で西川県議はついに辞職をするに至ったのです。

一件落着ということでございますが、西川県会議員は役を辞職せよという要求は、三十数項目の行政要求の最末尾にあった一つに他ならなりません。数十項目もの部落の生活要求は実はそのままなのです。西川県会議員は一度は辞職をして、次の県会議員の補欠選挙に再立候補をし、ゆうゆう当選してしまいます。部落問題の深刻さはそこにあると思う。全県の世論を覆し、全県の世論を結集できるくらいはストライキ闘争というのは必要です。しかし残念なが

らなろう。そのことだけを望んで子どもを育て学校へやっただが、同じような差別を受けるのだったらもう学校へ行かせないということで、同盟休校に入ったのです。そのことが、また全県下の糾弾闘争、同盟休校闘争にまで発展をいたしました。

この三つの事件が、戦後の行政闘争の実践的な体系を確立したかに思われます。さすがに文部省も次官通達を出して、同和教育をやりなさいと言わざるをえなかった。厚生省も同和对策予算を真剣に組まざるをえなくなってくるわけでございます。

## 七

ところで、戦後の日本民主主義というのは、行政体系としては地方自治、自治体警察、地方教育委員会という警察行政、地方教育行政の地方分権化、ここに行政組織としての機関があります。ところが、戦後日本帝国主義の復活、中央集権への逆行への方向に流れが変わっていくという中においては、地方自治体警察の廃止、国家警察への移行、そして教育委員会公選制の廃止、任命制教委への転換、そして大衆団体に来たのは勤務評定です。

今日教科書改悪という形で、ぐにもつかないことを因縁をつけて、子どもたちの教育内容を変更していくというよ

ら今日、日本は、戦後獲得した民主主義が解体の段階に至っています。大変危険な情勢にある。日本の天皇制支配、帝国主義支配の産物ですけれども、日本の近代の二重構造という一つの社会経済構造は、人間の文化・イデオロギーの構造に実はそのままつながっている。私は部落解放のために国民が統一できることを確信しています。基本的人権を確立するためには、国民の統一が必要であるし、また可能である。けれども、それはかなり長期な時間を要する課題である。人間の本音と建て前の対立する二重の状態は、残念ながら今日現実であります。

## 六

その次に起きたのは広島県の吉和中学校事件でありました。若い大学卒の先生が、主観的には部落解放に非常に熱意を感じていた。部落差別はなくさねばならないということで、社会科の歴史の授業で、教科書には「土農工商」としか書いていないが、「本当はもっと下に穢多、非人があった。そういう差別された人が今もなお存在しているが、お前たち知っているか」とこう言った。五十名近い生徒が全部、たった一人の生徒をふり向いて見た。彼はそのため、学校から帰って泣きながらそのことを訴えた。おとうさんは自分の代では差別があっても、子どもの代には消え

うな走り方をすでに始めているのですが、その先がけは一九五六年から一九五九年に続く、愛媛県の勤評から始まる全国の勤評実施です。この時に日本の教育反動化の中で、もっとも先鋭的に闘ったのは、部落解放同盟であり、部落の子どもの同盟休校であったのです。京都、和歌山、高知の勤評御三家といわれた闘いの中で、中心になって闘ったのはすべて部落の子どもの同盟休校です。

率直に申しまして、上杉佐一郎さんがよく批判するように、三井三池の総労働対総資本の闘いにおいて、資本の側が第二組合を作り、右翼暴力団を使って殺人事件まで起こした。その時、総労働の側は、残念ながら部落解放同盟を左翼暴力団と見立ててその先頭に立てた。これと同じことがあのラジカルな勤評闘争の中に見られたのです。先生方は部落の子どもたち、部落を前に立てて、自分はその背後に立っていたと言わざるをえないふしがある。本来このような観念的な勤評闘争ではありませんが、部落解放同盟は部落解放のための行政要求をたくさん提起して、それとともに勤評闘争を闘ってきたのであります。実は部落解放同盟が階級的性格を実践的に身につけたのは勤評闘争であったと断言してもいいかと思えます。

## 八

そういう中で、日本共産党の諸君と部落解放同盟の対立という不幸な状況が生まれてきたのであります。日本共産党の諸君が、民族主義、議会主義、セクト主義とエゴイズムに走ったのは、中ソ論争を媒介とするソビエト共産党に対する対立、中国共産党へのゆ着、そして離反の過程であります。そしてその中で党内分裂が起きた。原水禁をめぐり党内分裂が起こると、この党の分派に対する攻撃、党内の分裂問題を部落解放同盟という大衆団体に持ち込んできたのであります。

誤解のないように言っておきますが、部落解放同盟というのは今日でも、共産党支持から自民党支持者まで全部おります。仏教徒からクリスチャンまで全部おります。大衆団体であり、イデオロギーの統一を求めておるものではありません。差別という基本的人権侵害に対する正当な抵抗権を発露していく、人間の権利確立、日本の民主主義の実現であり、完全に日本国憲法の三原理にながう大衆闘争であります。法の上から言えば、一八七一年に勝利をした闘いである。違法な差別的状況を合法的な状況にかえしていくという権利闘争です。そうである限り政党政派の問題はありえない。

本来、政党と大衆団体が対立することはありえないのです。政党は自分の影響力が少なければ、その中に存在する

の我々はこれを砦として、さらに将来の部落解放闘争の躍進のために利用すべきであるという評価をしたのです。

どちらが正しかったでしょうか。一九八一年の今日、日本共産党の諸君は「同対審査申」について部落解放同盟の評価と全く同じような評価をしているわけです。ところが、理論的誤り、イデオロギー的弱点、議会主義、民族主義からくるエゴイズムをおおい隠すために、「部落解放同盟のダラ幹」攻撃が始めたのです。同時に、そのように自分たちが孤立し、同盟から離脱した党員たちは部落解放運動をサポートージュし始めたのです。

## 九

そういう中で、大阪における越境入学問題が起こりました。越境という問題がまさに統計的図式的に証明され、差別の構造というものが、明白になりました。この越境克服の闘いに対して、すでに日本共産党は教師の当面する緊急課題ではないという。そしてついには、部落解放同盟の活動家であった諸君まで脱退させたりサポートージュしたりして逃げ出したのです。

その時、矢田教育差別事件が起きたのです。その評価は、すでに大阪地方裁判所、大阪高等裁判所でも、あの木下文書が差別に通ずる文書であるということを経法的に認定

自己の支持者、党員、シンパサイザーを強化してその影響力を強める以外にないのであって、日本共産党のごとく、大衆団体である解放同盟とこれだけ大げんかをする者は、世界中のユニニストにはいない。現実には、一九二二年三月三日から全国水平社という大衆的な闘争の伝統を持つこの組織は、このような強引なセクト主義的な共産党の要求を受け入れるわけにはいかなかったのであります。そうするとたちまち「反党分子」を抱える大衆団体として、解放同盟、特にその幹部がダラ幹・不腐分子であるという宣伝をすることにより、理論的イデオロギー的対立であるということを隠蔽し始めたのです。

具体的には、「同対審査申」という戦前からの部落解放運動の最大の勝利の記念碑であります、同対審査会答申というものが獲得され、部落問題が人類普遍の原理である基本的人権に関する問題であり、同時に日本国憲法に掲げる人権の問題である。この問題を解決することは国の責務であり、同時に国民的課題である、という明確な位置づけをかちとった。この重大な成果に対して、日本共産党の諸君は、あれは「毒まんじゅう」であると言った。見ばえがよければよいほど悪いと言ふ機械的全面否定が生まれたのです。我々部落解放同盟は、これは水平社以来の行政闘争の成果であり、不十分な点や誤りはあるもの

いたしました。同時に、部落解放同盟が糾弾権を持つことも承認しました。ただ、第一審において「可罰的違法性を欠く」、つまり罰するほどの違法性はないと言ったのが、第二審では重大な刑法侵害の犯罪であるとして有罪判決に転化しました。今日最高裁で係争中でございます。

けれども、我々が一九二二年以来、何千件という差別糾弾闘争が全て犯罪とされ有罪とされたのに対して、一九七二年、徳島簡易裁判所におきまして沖小三郎裁判官が駒井昭雄君に対する判決で、「社会的保護性を持つものであり、法的保護が少ないから」当然として駒井君の行為を無罪にしました。裁判所が解放運動に関わる裁判を無罪にしたのは、たったこの二つだけです。

天皇制国家権力、日本帝国主義というものは、天皇というたて社会の原理を持つ限り、我々の人権主張の原理を絶対に認めなかった。だから水平運動の存在自体が犯罪でした。この人権闘争が犯罪であるという国家権力の姿勢が、戦後までずっと続いていたのが、初めて一九七二年に部分的に打ちくだかれた。だが大阪地裁に打ちくだかれたのが、大阪高裁では全部逆転有罪にされている。

日本共産党の諸君は、この国家権力の司法判決の差別煽動、分断攻撃という思想煽動の上に乗ったり、マイノリティー攻撃、被差別集団を攻撃することによって自己を英雄

化し、議会主義による選挙での得票の基盤とする。これは民族主義の行きつく果てでございます。

残念ながら、今日世界各地に類似の現象が現われております。すなわち、マイノリティー、イミグラントたちを攻撃することによって自己の社会的正当性を誇示しようというプチブル的、小市民的道德観の上に立った政治活動というものがかなり芽ばえているわけです。我々解放同盟にもゆきすぎがあり、過ちもあるかもしれないが、この日本共産党との闘いは仕かけられた闘いである。我々はそのように断言していいかと思うわけです。しかし結論的には、「同和对策審議会答申」は、今日、日本共産党の諸君も同じような評価に立っている。ただ彼らは、プチブルジョアジーの常として、市民的平等を観念的に唱える。すなわち同和对策の目標も格差是正でよいというのです。ちょっとでも自分より上に立ったらいかん。自民党政府に有利な加担をいたしておるわけでございますが、しかし今日部落問題の本質は変わっていません。

## 十

狭山差別裁判に見られるように、あるいは今日の司法反動化に見られるように、徹底的に、日本の司法権力が部落解放の糾弾を全て犯罪化するという姿勢は今日一貫してお

別措置法の延長の問題は、皆さん方が各地域の研究において、また実践において、否定しがたい事実を提起すれば自民党の方であろうと共産党の方であろうと、官僚であろうとこれを否定することはできない。差別があつていいということとは今日言えないのであります。我々はさらに差別の本質と現実を明確にしなければなりません。私は今年佐賀県の調査を依頼されお手伝いをしていのですが、この「特別措置法」の最終年に当りまして、今同和行政のための資料を作るための調査をやっている。いかに日本の政治・行政というものが、同和行政に対してまさに無責任・非科学的な行政をやっていたにすぎないかがわかります。神奈川県では、今年になってようやく行政の窓口で職員が一人置かれたにすぎない。こういう実態を我々は大いに暴露しなければなりません。

同時に、町田氏に見られるように、海外にまで行って部落問題はないと宣伝する思想。これは坊さんだけでない。東大社会科学研究所の有賀教授も、この間ベルリン自由大学に行つて、「日本には部落問題なんかありません。差別なんか、もはやありませんし、西日本の問題にしかすぎない。何の問題もありません」といって部落問題の研究発表に対して日本人の立場から一生懸命否定している。

そういうこともございまして、日本の現在の状況、また

ります。狭山再審請求も非常に困難な闘いが続いておりますが、恐らく今日の司法権力では、この国家権力の構造とていうのはそう簡単にはゆるがないでしょうが、しかし、一人の青年の生命が三百万人兄弟、あるいは国民何千万人という人々の連帯、生命の尊厳、差別のねつ造による有罪判決に対する抗議は今日無視できない段階にまで広がっている。しかもそのことは、国民全体の司法権力の犯罪性、差別性をつきくずつ大きな人権闘争となつていっているわけです。部落地名総鑑に至つては言うまでもありません。国家権力及び資本家階級の深部にひそむ差別の状況、差別の本質的な表現でございます。部落地名総鑑は、一九三五年の政府調査を一九七五年の政府調査と重ね合わせたものです。出所は、政府が資料を作つて流しているわけです。このことが部落民の直接的な就職拒否、結婚拒否という人権侵害の事実を作るに至つていふ。今日の国家権力の本質というものは、自民党の持つ本質というものは、絶対我々は信頼することができない。まさに国権主義の典型をなしているわけでございます。もちろん「同和对策事業特別措置法」の延長を支持している自民党議員もおるわけですが、自民党という国家権力の集団は許しがたい国権主義に貫徹かれ、固まつているわけです。

「同和对策審議会答申」の完全実現、「同和对策事業特別措置法」の延長が実現すれば、一九四八年二月一〇日の世界人権宣言、一九六六年に採択され七六年に発効しました国際人権規約、あるいは昨年署名を行なりました女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約のごとき、今日世界的に平和と民族の自立、基本的人権主義、特に国家権力を超えて個人が国連に人権侵害を提訴できるという認識、内外人平等の認識、国籍を離れて人は人として人権を尊ばれるという立場であり、私はこのことが現在部落解放運動のために大変な有力な武器となると考えます。同時に部落解放運動の具体的な進展は世界史におけるマイノリティーの解放闘争に大きく貢献するものであることを信じております。

## 十一

私は、今年の一月から三月まで、アメリカ、ヨーロッパを歩きましたが、今日アメリカにおける右翼団体KKK（クー・クラックス・クリン）の台頭は目にあまるものがあります。アトランタにおける二七名の黒人少年たちの死も、そういう右翼的潮流とは無関係ではないと言われています。

ロンドンにまいますと、十三名の黒人の子どもが深夜一時に焼き殺されている。ロンドン市内では、二月、三

月、四月と、一万名を越すような黒人集団のデモによってマヒ状態におちいっています。十三名の少年が本当に殺されたかどうか判断する資料はないのでありますが、しかし黒人たちがどのように受けとめていることは事実です。そして社会的な大闘争にまで発展しているのであります。

フランスにおいてもユダヤ人教会の前で爆弾が投げ込まれ死傷者が発生しています。オーストリアに行きますと、今日、ナチスのあのアウシュビッツのような殺人工場でガス室がなかったという研究者が出て、今裁判闘争にまでなっている。ナチスの殺害、人権侵害の事実が、今や社会的、時間的、そして思想的に風化し隠弊させられようとする動きが出ています。研究者、学者という者は、教科書問題に見られるように、権力の動向、自由の動向にあまりにも鈍感です。ネオナチズムに対してナチズムを否定する。軍備増強について軍国主義を賛美する。歴史は繰り返すと云いますが、あまりに右往左往が目立つ。

しかし今日、部落解放運動における基本的人権主義と平和主義、民主主義の路線というのは、もはや揺るぎない基礎でございます。このように多くの研究所が結集し、しかも具体的に部落解放運動が国民的課題として今広がっております。そういう点で、なお一層の解放運動との連帯、同時に具体的な事実の究明、同時に運動体、自治体にもこびる

ことなく、妥協することなく、鋭い批判性を持ちながら、神を信する者も信じない者も、戦後よく言われましたルイ・アラゴンの奇襲ラップのごとく、今や全ての思想、イデオロギー、宗教を異にする人々が、差別撤廃と人権確立のために、一層のご結集をお願いしたい。私たちはそのための一つのセンターとして部落解放研究所が頑張っているという決意を表明いたしました。皆様方の一層のご協力をお願いしまして、私の問題提起にかえさせていただきます。